

〈ご利用にあたって〉

- 本表は、「外国為替の取引等の報告に関する省令」別表第二「国又は地域番号（第37条関係）」を50音順・行ごと（ア行、カ行等）横の一覧表にしたものです。
- 国又は地域名の表記は、法令どおりです（※）。

(※) イギリス	→ ア行 「英国」
英領インド洋地域	} → ア行
英領南極地域	
ガザ	→ ヨ行 「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区」
韓国	→ タ行 「大韓民国」
グルジア	→ サ行 「ジョージア」
ケイマン諸島（英領）	→ カ行
国際機関	→ カ行
ザイール	→ カ行 「コンゴ民主共和国」
スワジランド	→ ア行 「エスワティニ」
その他	→ サ行
バージン諸島（英領）	→ ア行 「英領バージン諸島」
バージン諸島（米領）	→ ハ行 「バージン諸島」
仏領ギアナ	} → ハ行
仏領西インド諸島	
米領オセアニア	
米領サモア	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	→ カ行 「北マケドニア」

国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号
(ハ行)		(マ行)		(ラ行)	
バージン諸島	325	マーシャル	625	ラオス	121
バーレーン	135	マカオ	129	ラトビア	236
ハイチ	322	マダガスカル	546	リトアニア	237
パキスタン	124	マラウイ	553	リビア	505
バチカン	299	マリ	520	リヒテンシュタイン	297
パナマ	312	マルタ	221	リベリア	515
パヌアツ	611	マレーシア	113	ルーマニア	231
パハマ	315	マン島	060	ルクセンブルク	209
パプアニューギニア	602	ミクロネシア	626	ルワンダ	526
バミューダ諸島	314	南アフリカ共和国	551	レソト	552
バラオ	628	南スーダン	560	レバノン	146
パラグアイ	411	ミャンマー	122	レユニオン	548
バルバドス	319	メキシコ	305	ロシア	224
ハンガリー	227	モーリシャス	547		
バングラデシュ	127	モーリタニア	509		
東ティモール	128	モザンビーク	545		
ビットケルン	616	モナコ	211		
フィジー	612	モルディブ	126	(ワ行)	
フィリピン	117	モルドバ	240	ワリス・フテュナ諸島	697
フィンランド	222	モロッコ	501		
ブータン	132	モンゴル	107		
プエルトリコ	324	モンテネグロ	226		
フォークランド諸島	414	モントセラト	334		
仏領ギアナ	405				
仏領西インド諸島	327	(ヤ行)			
仏領ポリネシア	698	ヨルダン	144		
ブラジル	410	ヨルダン川西岸地区及びガザ地区	148		
フランス	210				
ブルガリア	232				
ブルキナファソ	521				
ブルネイ	116				
ブルンジ	534				
米領オセアニア	622				
米領サモア	621				
ベトナム	110				
ベナン	519				
ベネズエラ	402				
ベラルーシ	239				
ベリーズ	308				
ベルー	407				
ベルギー	208				
ポーランド	223				
ボスニア・ヘルツェゴビナ	243				
ボツワナ	555				
ボリビア	408				
ポルトガル	217				
香港	108				
ホンジュラス	307				
				合計	242カ国・地域